フローチャートをたどれば複雑な給付の 実務が一目でわかる! 漏れやミスなく届出を完了できます!

こんなときどうする 労働・社会保険事務手続き =給付の実務フローチャート式=

本書の特色

1 フローチャートからケースごとに 受けられる給付がわかります!

仕事中に事故にあったときは?出産したときは?65歳以上になったときは?・・・などのケースを入口にフローチャートをたどれば受けられる給付がわかります。

9 労働・社会保険の給付体系が横断的に確認できます!

縦割りでなく、労働・社会保険の給付のすべて を横断的に解説していますのでワンストップ で確認することができます。

3 豊富なQ&Aでさらに掘り下げた 理解が可能です!

失業認定日の変更はできるか?老齢退職年金 給付と傷病手当金との併給調整は?

老齢厚生年金・老齢基礎年金の支給額の計算は?・・・など具体的な疑問を解説しています。

<Q&A登載例>

- ・離職したときに受けられる給付とその手続きは?
- ・傷病手当金を受けている人が在職中に死亡した ときは?
- ・仕事中(業務上)のケガや病気により障害等級に 該当するようになったときの障害補償給付の支 給要件は?
- ・老齢に関する年金のしくみは?
- ・年金を受けるために必要な加入期間 (受給資格期間)は?

会社実務研究会 労働・社会保険グループ編集

B5判・加除式・全2巻 定価 本体18,000円+税



|離職したときに受けられる給付とその手続きは?

第5編
離職したとき

はい

公共職業訓練等

を受けるために

住所等を変更し

求職に遠方ま

で出かけまし

いいえ

しいま

身体障害者等で は い

いいえ

公共職業訓練

等を受けます

か?※1

いいえ

求職の申込後にケガや

病気にかり15月以上観

職を余儀なくされ

受給要件の緩和※2

た人ですか?

けない状態ですか? 倒産等の理由で解

内容見本

要件をたどっていくだ

けで、受けられる給付

の種類が一目でわかり

ます。

STEP.1 フローチャート

働く養思と

能力があり

いいえ

生せか?

自己都合に

▶よる離職で

すか?

難職日以前 2

年間に被保険

者期間が通算

して12カ月以

上あります

しいいえ

Aさんが受けられる給付の種類は?

茶木壬半

基本手当(第1章Q100~参照)

移転費 (第2首Q 400~参照)

受謝手当 (第1章Q300~参照)

通所手当(第1章Q300~参照)

寄宿手当 (第1章Q400~参照)

基本手当(第1章Q100~参照)

受講手当(第1章Q300~参照)

通所手当(第1章Q300~参照)

基本手当(第1章Q100~参照)

広域求職活動費 (第2章Q 500

基本手当(第1章Q100~参照)

傷病手当 (第1章Q500~参照)

基本手当(第1章Q100~参距)

基本手当(第1章0100~参照)

通算して12カ月以上の被保険者 期間があるときは受給期間の延

雇用保険からは給付されません

基本手当は不支給

長を申請できる

~総解)

●Bさんが受けられる給付の種類は? →



内容構成

仕事以外(業務外)の事故でケガ ・病気をしたとき、障害が残っ たとき、死亡したとき 第1編

いいえ

ſź

病気やケガのため30日

以上賃金の支払いがあ りませんでしたか?

いいえ ※1 公共職業訓練等とは、公共職業安定所長が指示した訓練をいいます。

仕事以外(業務外)の事故でケガをし 第1章 たり病気になったとき

- 仕事以外(業務外)の事故によるケガや病気で休ん
- 第2節 傷病手当金を受けている人が在職中に死亡したとき
- 第3節 仕事以外(業務外)の事故によるケガや病気が原因 で離職したとき
- 在職中に生じた仕事以外(業務外)の事故によるケ ガや病気が原因で離職後に死亡したとき

仕事以外(業務外)の事故によるケガ 第2章 や病気が原因で障害の状態となったとき

- 仕事以外(業務外)の事故によるケガや病気が原因 第1節 で障害等級に該当するようになったとき
- 障害厚生年金・障害基礎年金の障害等級に変更が 第2節 あったとき
- 第3節 障害厚生年金の受給権者が在職中に死亡したとき
- 第4節 障害厚生年金の受給権者が離職したとき
- 障害厚生年金の受給権者が離職後に死亡したとき

第3章 仕事以外(業務外)の事故で死亡した とき

- 第1節 仕事以外(業務外)の事故で死亡したとき
- 第2節 離職後に死亡したとき

仕事中(業務上)の事故でケガ・ 病気をしたとき、障害が残った とき、死亡したとき 第2編

仕事中(業務上)にケガをしたり病気 第1章 になったとき

- 第1節 仕事中(業務上)のケガや病気で休んだとき
- 休業補償給付を受けている人が、そのケガや病気 第2節 が原因で在職中に死亡したとき
- 筆3節 仕事中(業務上)のケガや病気が原因で離職したとき
 - 休業補償給付を受けている人が、離職後そのケガ や病気が原因で死亡したとき

仕事中(業務上)のケガや病気が原因 第2章 で障害の状態となったとき

- 仕事中(業務上)のケガや病気により障害等級に該 当するようになったとき 第1節
- 第2節 障害補償年金の受給権者が在職中に死亡したとき
- 第3節 障害補償年金の受給権者が離職したとき
- 第4節 障害補償年金の受給権者が離職後に死亡したとき 仕事中(業務上)のケガや病気の療養 第3章

開始後1年6ヵ月が経過したとき

- ケガや病気が治らず、傷病等級に該当するように なったとき
- 第2節 傷病補償年金の受給権者がそのケガや病気が原因 で在職中に死亡したとき
- 第3節 傷病補償年金の受給権者が離職したとき
- 傷病補償年金の受給権者が、離職後その障害が原 第4節 因で死亡したとき
- 第4章 仕事中(業務上)の事故で死亡したとき
- 第5章 二次健康診断等給付
- 特別加入制度 第6章
- 第7章 費用の負担

通勤途上でケガ・病気をしたと き、障害が残ったとき、死亡 第3編

第4編 出産したとき

離職したとき

第1章 求職者給付 第2章 就職促進給付 第3章 教育訓練給付

給付の内容・しくみに

第6編 60歳になった 第1章 60歳になり離

第1節 特別支給の老齢厚生年 厚牛年金基金 第2節

第2-2節 企業年金

第3節 加給年金額·配偶者特 第4節 老齢基礎年金の繰上に

第5節 その他

第6節 離職後の医療・介護係 任意継続被保険者となる場合/ となる場合/国民健康保険の

保険の被扶養者となる場合/特例 失業等給付 厚生年金保険と雇用係

第9節 被保険者記録の確認

離職後老齢に 第2章 死亡したとき

60歳以後も働 第3章 第1節 60歳台前半の在職老舗

厚生年金保険と雇用係 第2節

第3節 65歳までの雇用確保措

第4章 在職老齢年金を

離職したとき 第5章 第6章 離職等をした。

65歳以上にた

第1章 65歳以上で離職 第1節 老齢厚生年金·老齢基

第2節 配偶者の年金

Ŧ

本手当の支給要件等

いて教えて下さい。

以前2年間に被保険者期間が12カ月以上ある一般 の意思および能力があるにもかかわらず職業に就 あるときに支給されます。

55失業したときに支給されるのが基本手当で、次 誰かしたときに支給されます。

被保険者の資格療失の確認を受けたこと。 こもかかわらず職業に就くことができない状態に

間に、雇用保険の被保険者期間が通算して12ヵ月

南気、ケガ、事業所の休業、出産、事業主の命令 引き続き30日以上賃金の支払いを受けることが **由により賃金を受けなかった日数を2年に加算し** に被保険者期間が12カ月以上あれば支給条件を . 件の綴和」という。第1編第1章第3節「Q 700

できる資格を受給資格といい,この受給資格を有 したがって,高年齢継続被保険者,短期雇用特例 D給付を受けることができる資格を有する人を受

ま?

受給資格の決定(上記(1)~(3)) を受けるには、住所娘のハローワークに下記の書 類を持念して、求難の申込みをしたければたりません。この際、注意したければた らないのは、受給期間(原則として鮮難の日の翌日から起算して1年間)を経過し たものについては受給資格の決定が行われないことです(雇用保険法第13条)。

- ① 藥職票
- ② 雇用保険被保険者証

注20(374-)

(1) 受給資格者であること。

- രു ഈങ
- ② 最近の写真(たて3 cm, よこ2.5 cm程度の正面上半身のもの) 2枚

傷

給要件について説明して下さい。

⑤ 運転免許証等

受給資格を決定するにあたり本人確認の徹底化を図るために、平成17年9月1 日から生業給付を受けようとする際の必要単額が、本人 住民所および年齢を確

#

雇用保険には傷病手当という制度があるそうですがその傷病手当の支

受給資格者が離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みを した後に、引き続き15日以上ケガや病気のため職業に就くことが

できないときに、その受給期間内においてケガや病気のため基本

Q500 傷病手当

2 Aをした後に、ケガギ病気のため職業に就くことができない場合に、受給

手当を受けることができない日(ケガまたは病気のために基本手当を受けることが できないことについての認定を受けた日に限る。)について、基本手当に代えて傷

病手当が支給されます。傷病手当は基本手当と同額で、その給付日数は、その人の 所定給付日数から既に支給された基本手当を差し引いた日数が限度です(雇用保険

(1) 基本手当を受けることができる日(ケガや病気のため公共職業安定所に出頭 きかい思介とないで、その期間系統約1.で15日本港のときけ証証書により業

資格者が申請することを要件に支給されます。

傷病手当は、次のいずれにも該当する人に支給されます。

(2) 離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしていること。 (3) ケガや病気のため職業に就くことができない状態にあること。 (4) (3)の状態が(2)の後において生じたものであること。 傷病手当は、次に掲げる日については支給されません。

当

STEP.2 A2D

さらに (Q&A) で給付 についての深い理解が えられます。

●Bさんが受けられる 給付の内容・しくみは?

第1章 求職者給付 [日本

- 本手当が受けられるので、この場合は傷病手当は支給されない。)
- (2) 待期中の日
- (4) ケガや病気の日について、傷病手当金(健康保険の保険給付。なお、傷病手 する給付等を受けることができる日

傷病手当は、受給資格者が離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込

- (3) 給付網際期間中の日
- 当金が支給される前3日間の待期期間は傷病手当は支給されます。), 体業補償 (労働基準法), 休業補償給付または休業給付(労災保険) その他これらに相当
- (5) 出産予定日以前 6 週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日後 8 週間まで

ととき 膱したとき

受給 除

|険の併給調整

別加算

国民健康保険の退職被保険者 般被保険者となる場合/健康 列退職被保険者となる場合

関する年金を受給中に

くとき 辞金

譜

とき

険の併給調整

受給中に死亡したとき

等の税金に関する事項

なったとき

したとき 礎年金

第3節 その他

第4節 医療・介護保険

任意継続被保険者/国民健康保険の退職被保険者となる場合 /国民健康保険の一般被保険者となる場合/健康保険の被扶 養者となる場合/老人保健/介護保険

第5節 高年齡求職者給付金(失業給付)

離職後老齢に関する年金を受給中に 死亡したとき

第3章 65歳以後も働くとき

第1節 老齢厚牛年金·老齢基礎年金 第2節 60歳台後半の在職老齢年金

第4章 老齢に関する年金を受けている人が 在職中に死亡したとき

第8編 雇用二事業

第9編 保険料

第10編 介護休業をするとき

第11編 適用関係等

- 1 保険給付等の手続き
- 3 国民年金・厚生年金保険の生年月日による経過措置一覧表
- 4 生年月日別の再評価率表
- 5 障害の程度(国民年金・厚生年金保険)
- 6 障害手当金に該当する障害
- 7 併合判定参考表:併合(加重)認定表
- 8 賃金日額および基本手当日額
- 9 所定給付日数
- 10 障害等級表(労災保険)
- 11 傷病等級表(労災保険)
- 12 要介護障害程度区分表(労災保険)
- 13 労災保険率表
- 14 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規

定に基づき厚生労働大臣が指定する種類の事業及び都 道府県労働基準局の管轄区域を定める等の告示

- 15 労務費率表
- 16 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき事業の種類及び物を定める等の告示
- 17 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表別表第3
- 18 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表別表第 3の2
- 19 特別加入保険料算定基礎額表
- 20 第2種特別加入保険料率表
- 21 労働保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を 減じた額の増減表
- 22 収支割合の変動範囲についての表



末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは?

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の 内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行す る「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内 容を補正・更新できる形態の書籍です。

======ここが魅力======

- ●何年経っても情報の '確かさ' と '鮮度' を保ち続ける ことができる!
- ●追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
- ●法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記 フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは?

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が 直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行い ます
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの?

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入 以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしてい ます。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡 をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」 でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤル までお問い合わせください。

申し込み方法は? 支払いは?

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - ■本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、 弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX 番号等)は、申込書に記載しています。
 - ■弊社ホームページからもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい 情報をお届けしています。また、フリーワードや ジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
- ■お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下 さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお 届けいたします。
- ◆お支払い方法 (一括払い・分割払い等) やお支払いの 時期については、同封の申込書に記載しています。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。※> ※追録 (有料) は、請求書でのお支払いとなります。 http://www.daiichihoki.co.jp

第一法規株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

関西支社

大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

東北支社

仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

九州支社

福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074



東京支社・西東京営業所 港区南青山2-11-17 〒107-8560

関車支針

さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所

長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社

名古屋市東区泉 1-1-39 〒461-8550







〈600860〉 [1002] FC保険給付(600866) 2010.2 H1